

国訳『大乗阿毘達磨雑集論』卷一 刪補

研究員 櫻 部 建

「国訳一切經瑜伽部十」に収められる『大乗阿毘達磨雑集論』の国訳は常盤大定・結城令聞両博士の労作である。玄奘の訳文をよく適確に假名混り文に読み下し、簡潔な脚註を附し、後学を益する所が多い。殊に、無著造『集論』の本文と釈論の部分とを判然と区分し、後者は二字下げにして活字を組んである点は、読者にとって至便である。その「解題」に云う——「本論は無著の造にして『大乗阿毘達磨集論』なり。之に師子覚の加へたる釈論あり。本釈両論を同様して、混一たらしめたるを、安慧の糅論と為す。……糅論大いに可なりと雖も、史的研究を為さんとするに至りては、本釈二論を判別するを最も然るべしと為す。之を為すに多少の困難あり（桜部註——『雑集論』中に引かれる本論は、現存別行『集論』の本文と必ずしも常に同一ではないから）と雖も、今初めて之を区分するを得たるは、訳者の欣快とする所なり」と。

この国訳が成された昭和十年と今日とでは大いに事情が異なる。今日、われわれは *Abhidharmasamuccaya* のかなりの部分のサンスクリット本文を有する外、*Abhidharmasamuccayabhaṣya* のほぼ完全なサンスクリット本文を有し、

また、チベット語訳として *Abhidharmasamuccaya*, *Abhidharmasamuccayabhāṣya*, *Abhidharmasamuccayavyākhyā* の三つのテキストを自由に利用し得る幸いを得てゐる。Samuccaya は奘訳『集論』に對する Vyākhyā は同『雜集論』に對する、*Bhāṣya* はほぼ「師子覚の加へたる釈論」とこゝへもとに相對する。

こまゝ、*Bhāṣya* を、関連する梵・藏・漢の諸テキストと対照してつて限り正確に讀解する作業を進める中で、(4)に國訳『大乗阿毘達磨雑集論』卷一に幾分かの刪補を試みようとするのは、その國訳から多くの教示を得ながら、それが成された頃とは比較にならぬ恵まれた状況の中で研究をなし得る幸いを有する後学が、先学の勞に捧げる謝念の表明である。

- p.(5), ℓ .8. 一切の法を証得するといひ自在にして。 (= p.(6), ℓ .10)
- ℓ .9. 善權化導の不思議あり、 (= p.(6), ℓ .12.)
- ℓ .10. 無量希有の勝功徳あり、
- ℓ .11. 自じ他と並との利の所依なる (= p.(6), ℓ .16, 17, 18.)
- ℓ .16. 契経を悟ると及び解釈するに由る。
- p.(6), 神通・記説・教説の表現等なる無量の調伏の方便を以て、
- ℓ .15. 尋思を超えたる数量無辺の種々の難行苦行よりの所生と無上の大悲と〔十〕力と〔四〕無限等の
- ℓ .18. 身の義なり。体の義は差別なきなり。
- ℓ .4. 自性と因と果等の⁽⁵⁾
- p.(7), ℓ .11. [本事分三]法品には] 縱ばくと、何因なると、取と、相と、

ℓ.13. 義と、喻と、広分別とあり。

〔阿毘達磨〕集〔論〕の總頌なり、⁽⁷⁾

ℓ.14. 幾ばくなりや、何因なりや等の諸の思拝處に於て⁽⁸⁾

ℓ.15. 謂く識蘊なり。是れ身具等の⁽⁹⁾

p.(9), ℓ.10. 取と合するを以ての故に⁽¹⁰⁾

ℓ.10. 所有る欲と貪となり。⁽¹¹⁾

ℓ.11. 故に欲と貪とを説いて⁽¹²⁾

ℓ.11-12. 能く引くと捨てざるとの故なり。未來を希求すると現在に染着するとなる欲と貪とを取と名づく。

ℓ.5. 色とは、謂く形・顯の差別なり。⁽¹³⁾

ℓ.17. 覚の義なり。自ら内に

p.(10), ℓ.7. 眼の曾と現とに色を見ると、及び此の種子の積集せると異熟なる阿頬耶識と、是れ眼界の

ℓ.9. 眼の曾と現とに色を見るとは、謂く

ℓ.9-10. 現に色を見るとは、謂く

ℓ.10-12. 及び此の種子の積集せると異熟なる阿頬耶識ととは、謂く眼〔根〕の種子、或は唯積集す、當来

の眼根を引かんが為の故に。或は已に成熟す、現在の眼根を生ぜんが為の故に。⁽¹⁴⁾

ℓ.20- 色に似て了別すると、及び此の種子の積

ℓ.1. 集せると異熟なる阿頬耶識と、是れ眼識界の相なり。⁽¹⁵⁾

p.(12),

p.(12),

ℓ.5.

〔其の所應に隨ふとは〕謂く眼の^身に色を見るべもと、及び此の種子〔の積集せると異熟せる〕等は、義に隨ひて

ℓ.12.

大種に由りて、諸の所造の色、相似相続して生じ、持して絶え^{モハ}しむるが故なり。[◎]

p.(13),

ℓ.4.

故に、作の所依の故に、作の相の故に、莊嚴の故に[◎]。

ℓ.7-8.

若しは俱相違、若しは受の大種に因る(= ℓ.12)、若しは不受の大種に因る(= ℓ.12-13)、若しは俱の大種に因る(= ℓ.13)、若しは世の

ℓ.13.

謂く手・鼓等の声なり。世の所共成とは、

ℓ.20.

謂く、苦と醉と甘と

p.(14),

ℓ.12-13 解脫靜慮の所行境の色なり。[◎]

p.(15),

ℓ.2-3. 自体の故に、所依を集むる故に(cf. ℓ.3)、

ℓ.7-8.

或は小〔想〕を、大〔想〕を、無量〔想〕を^{アシ}、

ℓ.9.

謂く、不善言説〔想〕^{アシ}と(= ℓ.13)

ℓ.16.

小とは、謂く欲界なり、下劣なるが故に[◎]。

ℓ.17.

大とは、謂く色界なり、増上なるが故に[◎]。

ℓ.17-18.

空無辺処と識無辺処なり。辺際なきが故に[◎]。

p.(16),

ℓ.4.

思に由りて善法を造る等と説けり。

ℓ.6.

種種の行位に於て

p.(17), ℓ.4. 所依の諸根に、苦樂等の受の生起するに隨順する変異の行相あり。⁽²⁾

ℓ.20.

謂く慧に由りて法を〔簡〕 択すれば決定する」とを得るが故なり。

p.(18),

ℓ.2-3.

謂く、実の有体に於て忍可する行信を起す。実の有徳に於て清浄の行信を起す。実の有能に於て希望の行信を起して謂く、我に力あり、能く得し能く成す、と。

ℓ.8. 諸の有情と苦と及び苦具とに於て、(= p.(19), ℓ.14)

ℓ.10. 報と教と証とに由る智〔すなわち〕 決択を体と為し、惡行不転の所依たる

ℓ.11-12. 謂く生得なると聞・思〔の所生なる〕 と修の所生なるとの慧なり。

ℓ.13. 被甲と方便加行と無下と無退と無足とに心勇なるを体と為し、善品を成じ、満たすを業と為す⁽³⁾。

ℓ.14. 勢有ると勤有ると勇有ると堅猛なると善への軛を捨てざるとを、

ℓ.15. 被甲に心勇なり等の諸句に

ℓ.17. 止息し、身心調暢なるを体と為し、

ℓ.20. 正勤ある無貪と〔無〕 瞞と〔無〕 癡⁽⁴⁾に

ℓ.2. 謂く「無貪と無瞋と無癡とは」正勤等を先と為すに

ℓ.3. 諸の漏と及び漏の処なる所境界となり。

ℓ.4-5. 正勤ある無貪と〔無〕 瞞と〔無〕 癡とに依止し、雜染なる住と相違する心平等性・心正直性・心無功用住性を体と為し、

ℓ.10. 無瞋善根の一分なる心の悲愍を体と為し、

ℓ.11. 亦是れ假なり。

ℓ.20. 邪決定と疑と雜染の生起との所依たるを

ℓ.3. 謂く愚癡は諸の煩惱を起すに由る。

ℓ.5. 亦實に於て猶豫するを攝す。その所應の如く滅道〔一〕諦の攝なるが

ℓ.6. 謂く決せざるは追修せざるに由るが故なり。

ℓ.10. 処中の行もて出離するを障ふるを以つて業とす。

ℓ.12. 五取蘊とに於て等しく隨ひて觀じ、(cf. ℓ.6, 8; = ℓ.14)

ℓ.14. 諸の戒と禁と及び戒・禁の所依たる五取蘊とに於て等しく隨ひて觀じ、

ℓ.15. 労して果なきいとの所依たる

ℓ.19-20. 及び不善根の堅固の所依たるを業と為し、不善に生起するを業と為し、善に生起せざるを業と為す。

p.(21), ℓ.2. 招く所の異熟なし等 [と]

ℓ.3-4. 異世に往来する作用を誹謗する

ℓ.5. 謂く世間に阿羅漢なし等 [と]

ℓ.6-7. 増上の邪見に由る。一切種には非ず。

ℓ.11. 五取蘊なる所知の無我の境に於て、

ℓ.12. 常と無常との差別を増益するは、

p.(22),
ℓ.13—14. 設の是くの如く我の相を分別する」と有らんも、亦理に

ℓ.14—15. 色等無き我は、功用に

p.(23),
ℓ.4—5. 我所見なるや。相應我所なる故に、隨転我所なる故に、不離我所なる故に。⁽⁵⁾

ℓ.6. 相應我所とは、謂く

ℓ.7. 彼と相應するに由りて、彼を有すと説くが故なり。隨転我所とは、謂く

ℓ.9. 不離我所とは、謂く

p.(24),
ℓ.4. 体じ為し、悔と不安住との所依たるを業と為す。

ℓ.5. 此〔の憂悔〕に由りて、

ℓ.7. 忿と恨じが先に居する

ℓ.11. 安穩に住せざるを業と (cf. ℓ.8)

ℓ.14. 不捨とは、慳惜の故に、所用にあらざる具をも、亦恒に聚積するに由る。

ℓ.2. 或は少年・無病・長寿相に依り、或は隨一の

ℓ.5—6. 謂く族性と色と力と聰と叡と財富と自在と等の事なり。

ℓ.13. にひて淨相を随念するに心寂靜ならざる

ℓ.19. 不信に由るが故に方便加行への樂欲あることなき

ℓ.1. 為し、方便して善品を修するを障る。

ℓ.7—8. 正しふ觀察せざるなり。應作と不應作とを了知せざるを以つての故に毀犯する所多し。

- ℓ.16. 正しく善を修する時の〔惛〕沈と掉〔挙〕と昧著となり。
他をして己れに徳ある
- ℓ.19.
- p.(27),
- ℓ.2. 我・我所〔執〕と及び我慢
- ℓ.5. 間雜とは、此より曰後、此に由りて諸心の相続を間雜す⁽⁴⁾
- ℓ.7. 若しは依り、若しは入る⁽⁵⁾
- ℓ.8. 餘定に依り、或は餘定に入り⁽⁶⁾
- ℓ.12. 善或は不善或は無記にして、或は時に或は非時に、或は應爾(= P.(28), ℓ.3)
- ℓ.14-16. 睡の因縁とは、謂く羸瘦と疲倦と身分の沈重と、闇相を思惟するとい、諸の所作を捨てると、曾て數々此の時に睡眠を申習するとなり。或は他の呪術神力の所引なり。或は扇を動かすに由りて涼風の吹く等なり。
- ℓ.17-18. 時にとは、謂く夜の中分なり⁽⁷⁾。非時とは
所作を越失する依止たる
- ℓ.20.
- ℓ.2. 惡作とは、樂作と不樂作と、
- ℓ.2-3. 心の追悔を体と為す。
- ℓ.10. 或は思に依り或は慧に依りて尋求する意言なり⁽⁸⁾。心をして
- ℓ.12-13. 其の次第の如くなり。追求の行相ある意言の分別〔が尋〕なり⁽⁹⁾
- ℓ.14. 或は思に依り或は慧に依りて伺察する意言なり⁽¹⁰⁾。心をして

ℓ.16-17、其の次第の如くなり。同察の行相ある意言の分別〔が伺〕なり。^④

ℓ.19. 瞬^{ムカシ}の「種ば」、行相あこ類するが故に

p.(29), ℓ.2-3. (釈體の部分であるか、全体を「字トテガル）

註

謂^{タメ}用身^田利最勝……’變化身者他利最勝……’自性身者……於自他利並為最勝。(大正11・六九四〇二—26)

ndo sde rnam par bṣad pa = 堀契經 bstan bcos gan gi yan dag bsdu = 解釈 = 親承聖^田分別。

kun brijod pa dān rdsu phrul dān rjes su bstān pā'i cho phrul la sogs pa dpag tu med pā'i dul bā'i thabs kyis.

rīog pa dān dbyod pa las śin tu 'das pa.

ño bo dān rgyu dān 'bras bu'i.

kati kasmāt.

kun las bhus pa'i spyi sdom yin.

kati kasmād ity evam—ādiśu cintāsthāneśu.

tadāśrayātmavastu vijñānam. tesām saparigraha.....

ñe bar len pa dān Idan pas.

'dun pa dān 'dog chags gān yin pa'o.

[ci'i] phyr 'dum pa dān 'dog chags nīd [ñe bar len pa shes bya she na.]

mion par 'grub pa dān yons su mi gton bā'i phyr te, ma 'oñs pa la 'dod pa dān da ltar la lhag par chags pa'i phir ro.

[evam caivam ceti] varṇa-samsthāna-bhedaiḥ (kha dog dān dbyibs kyi bye brag go).

yena cakṣuṣā rūpaṇi dr̥ṣṭavān.

paśyati.

yac ca tasya cakṣuṣo bijam upacitam ālayavijñānam yata āyat�āyan cakṣur-nirvartisaye vai pākyāyan ca yato nirvṛttam.

- (18) *gzugs su snān ba'i rvam par rig pa gañ yin pa dañ. de'i sa bon bsgags pa dañ. rnam par smin pa'i kun gshi rnam par s̄es pa gañ yin pa. de mig gi rnām par s̄es pa i khams kyi m̄tshān n̄id do.*
- (19) *[taç ca yathāyogam iti] yena cakṣuṣā rūpāṇi drakṣyat̄i yac ca tadbiñjam ity evam-ādiyojāyitavayam.*
- (20) *sadiṣotpatti-kāle bhūtair upādāyārūpa-saṁjñānasyānuuccchedayogenā saṁḍhāraṇāt̄.*
- (21) *kriyā-saṁñīśrayataḥ, kriyā-taṅṣatāḥ maṇḍanataḥ ca.*
- (22) *gñi ga ma yin pa dan. zin pa i 'byuñ ba chen po i rgyu las byuñ ba (upāttamahābhūtahetuka) dañ. zin pa ma yin pa i 'byuñ ba chen po i rgyu las byuñ ba (anupāttamahābhūtahetuka) dañ. de gñi ga (tañ-ubhaya) dañ. jīg rten gyi....*
- (23) *vimokṣa-dhāryā-gocaram yad rūpan.*
- (24) *a-vyavahāra-kuśalasya.*
- (25) *parittah kāmadhātub, nikṛṣṭatvāt.*
- (26) *mahañ-gato rūpadhatus, tata uikṛṣṭatvāt.*
- (27) *yayā kuśalatvāya cetayata ity evam-ādi.*
- (28) *indriyasya sukkhādi-vedanōiparty-anukūlo yo viñkāras tad-ākārah.*
- (29) *prajñayā dharmān pravincinvato niścayalābhāt.*
- (30) *sattveṣu duḥkhasthānyeṣu ca.*
- (31) *vipākato vā āgamato vā jñānam pratismakhyā.*
- (32) *upapatti-pratiambhiñā śruti-cintā-mayañ bhāvanā-mayañ ca.*
- (33) *prayoga 」」」」 『攝集經』 三三二 『釋』 一 『釋集經』 三「方便」 二十九。圓二語を用ひ 『集經』 『雜集經』 三二四*
「摶方便」 → 〔cf.p.(26), 1.1. 1.14〕 『釋集經』 三三三 〔方便加行〕 → 〔cf.p.(25), 1.19〕[○]
- (34) *kuśalapakṣa-paripūrana-parinispādana-karmakah.*
- (35) *aniksiptadhūrah kūsañleṣu dharmesu.*
- (36) *saviryakāñ alobhāveṣāmohāñ.*
- (37) *āśravā āśravasthānyās ca viśvāh.*

(38) yā samkliṣṭa-vihāra-vairodhikī citta-praśatā cittasyānābhogāvasthitatā.

(39) advesaikāmīnsikā karunatā.

(40) mithyāniścaya-vicikitsā-samkleśhpattisamniśaya (log par nes pa dañ, the tshom dañ, kun nas ñon moñs pa 'byun ba'i rten byed pa).

(41) mudasya sarvakleśapravṛtter iti.

(42) alabdhā-niścayasyānārambhāt.

(43) sam-anu-√प्राप्त्-yat  「等隨觀」 お詫びをせんじやうせんじやう。

(44) śīlam vratān śīlavratāśayāś ca pāncopādanāskandhān.

(45) akuśale pravṛtti-karmikā.

(46) lokāntara-gamanāgamanā-kriyāyā-

(47) na santi loke rhanta ity-evam-ādi.

(48) pāñcaskandhātmake jñeyē.

(49) athaivam-vidham ātmānam kaścit parikalpayet.

(50) a-rūpādika ātmā.

(51) sambandhātmīyatām upādāya, vaśavartanātmīyatām upādāya, avinirbhāgavṛty-ātmīyatām cōpādāya.

(52) sā hi tai-samvandhāt tad-vān bhavati.

(53) kaukrityāparśa-vihāra-samnīśraya-dāna-karmakah.

(54) asamlekho maśaryenānupavujyāmānānām apy upakaranānām samniścayāt.

(55) ārogynam vā āgamyā yauvanām vā dṛghāyuslakṣaṇām vā.

(56) kula-bala-rūpa-medhā-buddhi-bhogaiśvayādikā.

(57) prayoga-cchandābhāvāt .

(58) kuśalapakṣa-pravoga-paripanthakā.

(59) vyavakirānā tad-ūrdhvam tena cittasamtānasya miśribhāvah.

- ⑥⓪ samāpadyamānasya samśrayato vā.
- ⑥① samāpatty-antaram vā samāpadyamānasya yāñāntaram vā samśrayataḥ.
- ⑥② middha-nimittam tadyathā daubalyaṇ, sramāṇ, kāya-gauravah, andhakāra-nimittasya manasikaranam, sarvārambhāṇam adhyupeksanam, punah punas tatkāla-nidrābhavyasah.
- ⑥③ kāla iti rātryā madhyane yāme.
- ⑥④ cetanām vā niśriya prajñām vā paryeṣako manojalpah.
- ⑥⑤ paryesanākāra manaso 'bhijalpanā vitarkah.
- ⑥⑥ cetanām vā niśriya prajñām vā pratyaveksako manojalpah.
- ⑥⑦ pratyaveksanākāra manaso 'bhijalpanā vicārah.
- ⑥⑧ tav eva vitarka-vicārau sampadhyete.

補 註

p.(11), ℓ.17 依色根増上力 「色」 字に相当する語はチベット語訳になし。梵文寫本では、...ādhipatyena (i)indriyādhipatyena... とあるが欄外に miti sūpi と書き加えられているところ。校訂者はそれによつて...ādhipatyam iti rūpāndriyādhipatyena... と読んでゐる。「色根 rūpāndriya」 と云ふは、眼乃至身根を意味するが、この箇處ではむしろチベット語訳本文を採り、「依根増上力」 (...ādhipatyam, indriyādhipatyena...) とすべきかも知れない。梵文校訂者が註に「チベット語訳は iti を欠く」とだけ云つては正確でない。

「外境生故」に続いてチベット語訳のみ「皿の所依し所縁との別あり」の句を置くのは、梵文校訂者の註によつておつ。p.(13), ℓ.1 方田 桜部建『仏教語の研究』八〇一八五ページ参照。
p.(13), ℓ.2 此復三種、謂妙・不妙・俱相違色 チベット語訳では「俱相違」のあとに「顯色に似たるも (kha dog dan 'da ba)」を加えるから、四種である。

p.(13), ℓ.20 淡 『仏教語の研究』八五一八七ページ参照。
p.(14), ℓ.5 由八因建立、謂相故…… 梵・藏本はともに「由八因」と「相故」とに当る句を欠くから、七因となる。しか

し、色・声・香の場合に準じて考えれば、「相故(lakṣaṇa-tāḥ)」の語はあつてもよいであろう。

p.(16), ℓ.18. 何等名為餘心所法? 答、所謂作意・触・欲…… チベット語訳は「また、これらは何であるか。思・作意・触・欲……」となつてゐる。「(レ)れら」を、心相應行、すなわち、「受・想を除いた一切の心所有法」、を意味すると解したかのであらう。

p.(18), ℓ.6.7. 有具、括眞、やわらの「具」は upakarana で道具の意。p.(24), ℓ.12.14 の「資生具」「非所用具」などの具も同じ。あとの「具」は具わるもの之意に解すべきか。duḥka-sthānya-dharma を「苦具」と訳したのは、苦に於てあるもの、すなわち苦の具わつたものと解したのであるうか。チベット語訳は sdug bsnal gyi gnas kyi chos である。p.(19), ℓ.14 の「苦具」も同じ。

p.(19), ℓ.2. 由正勤等為先 「正勤等を先と為すに由りて」と読む外はないと思われ、それは梵文の vīryādīpūrvakatvā に合致する。続く能修一切善法及防有漏 是故依此四法抜立不放逸の中の「及防有漏」と「四法」に当る句は梵文にはない。チベット語訳では、この一節は「一切の善を修する先に正勤(vīrya)等〔の四〕に赴くゆえに、〔れらに於て不放逸を仮説する〕とあつてほほ梵文に合する。「(の四)」は Bhāṣya のチベット語訳にのみあつて Vyākhyā はない。「四」とあればそれが正勤・無貪・無瞋・無癡を指すことは明らかであるが、梵文の中の「〔れらに於いて〕(teṣu = 「依此」)」は、あるいは、無貪・無瞋・無癡の三を指すとも解されるであろう。「及防有漏」の句は『集論』にある句をいとやらに重出したのみである。

p.(23), ℓ.17. 依止現前不饒益相 『集論』では「於現前不饒益相」である。梵・藏本も単に於格で示して「依止」に当る語がない。

p.(25), ℓ.12. 障毘鉢舍那為業 この句、梵・藏本に見えず、代りに「一切の煩惱・隨煩惱の助伴たるを業となす」という句が置かれているのは不審である。「一切の煩惱」云々の句は、直前の無慚心所の定義の中に見えるものと同一で、あるいはそれが錯入されたかと思われる。『集論』『雜集論』に見える「障毘鉢舍那為業」は、次の掉擧心所の定義の中に見られる「障奢摩他為業」の句とあい應じており、まさしく「(レ)にあるべきもの」と思われるからである。